

## 2014 年度 成蹊大学法科大学院入学試験 憲法

【問題 1】 以下の問いにそれぞれ 7 行以内で答えよ。(配点: 40 点)

- (1) 憲法 22 条が保障する居住・移転の自由に対する制約について、制約が正当化される合理的根拠と具体例を挙げ、説明せよ。また、その経済的自由の側面以外に向けられる制約にも言及せよ。
- (2) 団体自身の人権と団体内部の構成員個人の人権が衝突する問題につき、団体が強制加入か否かに分けて、判例を挙げて説明せよ。
- (3) 「裁判官の職権の独立」について、司法内部・外部それぞれからの干渉・圧力について、判例を挙げて説明せよ。
- (4) 「行政国家現象」につき、具体例を挙げ、説明せよ。

【問題 2】 以下の文章を読んで、設問に答えよ。(配点: 60 点)

風疹が都内で 20 代～40 代の成人男性を中心に流行している。風疹は予防接種で防げる病気といわれており、現行制度では、1990 年 4 月 2 日生まれ以降の男女を対象に風疹と麻疹(はしか)の混合ワクチン(MR ワクチン)を 1 歳時と小学校入学前の 2 回接種する。それ以前の風疹の予防接種は、1976 年から風疹ワクチンの任意接種が開始され、翌 1977 年から先天性風疹症候群の予防対策を目的に予防接種法に基づく女子中学生のみに対する定期接種が始まった。1995 年からは生後 12～90 カ月までの男女に風疹ワクチンが接種されることになった。かかる法律の端境期にあった現 30 歳代後半～40 歳代の男性はこれまでに風疹ワクチンが定期接種となったことがなく、接種の機会がなかった。20 歳代後半～30 歳代前半は、中学生のころに定期接種はあったものの、学校などでの集団接種ではなく、保護者と一緒に医療機関に赴き個別に接種する必要がある、接種率が低かった(このため、男女とも 2003 年までの経過措置として 1979 年 4 月 2 日～1987 年 10 月 1 日までに生まれた男女全員が定期接種の対象とされた)。以上のような免疫を持たない人の割合が多い年代を中心に今回の風疹流行となったといわれている。

$X_1$  (1977 年生まれ) は、35 歳であった昨年初夏に風疹に感染した。折あしく、5 歳年上の妻  $X_2$  が妊娠初期にあり、 $X_2$  も  $X_1$  を通じて感染したことから、生まれた両者の第一子は、難聴、網膜症、小眼球、精神発達遅滞の障害を持って生まれ、先天性風疹症候群と診断された。 $X_1$ 、 $X_2$  両者は、それまで仕事中心の人生を歩んできたが、子  $X_3$  の障害が重度なこともあり、育児と看護のために、 $X_2$  よりも収入の低かった  $X_1$  は、仕事を辞める選択をせざるを得なくなった。

$X_1$  は、育児の合間に風疹のことを調べ、上記のような事実が分かった。 $X_1$  は、当時の予防接種が男女ともに行われていれば少なくとも自分の今回の感染が防げた可能性が高いこと、また、諸外国では、日本が現行制度になる遥か以前に、風疹の予防接種を当然視している現実があったということ等も知るに至って、自分の現在の苦境の原因は専ら国の立法政策に問題があると思い、国を訴えることを考えた。

〔設問〕あなたが  $X_1$  と  $X_2$  から相談をうけた弁護士であったと仮定して、あなたは、憲法上の問題について両者にどのような助言を与えるか。その際、裁判所がなすであろう判断も想定したうえで論ぜよ。